

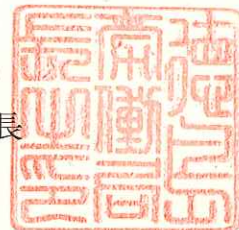
会 長	副 会 長	事 務 局 長	主 任	局 員
				



徳労発基 0528 第 2 号  
平成 27 年 5 月 28 日

(一社) 徳島県産業廃棄物協会 殿

徳島労働局長



足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について

日頃から、労働安全衛生行政の推進に格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、足場からの墜落・転落による労働災害の防止については、労働安全衛生規則に定める墜落防止措置に加えて、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱(以下「旧要綱」という。)に基づき、その徹底を図っていただいているところです。

今般、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」において取りまとめられた報告書を踏まえ、平成27年3月5日に労働安全衛生規則の一部を改正する省令(以下「改正省令」という。)が公布され、平成27年7月1日から施行されることから、これに合わせて、旧要綱についても別紙のとおり改正いたしました。

足場からの墜落・転落による労働災害の多くは、労働安全衛生規則で定められている墜落防止措置が適切に実施されていない足場で発生したものであり、法定事項の遵守徹底が必要ですが、労働災害の一層の防止を図るためには、組立・解体時の最上層からの墜落防止措置として効果が高い「手すり先行工法」や通常作業時の墜落防止措置として取り組むことが望ましい「より安全な措置」等の設備的対策、小規模な場合も含めた足場の組立図の作成、足場点検の客観性・的確性の向上、足場の組立て等作業主任者の能力向上、足場で作業を行う労働者の安全衛生意識の高揚などの管理面や教育面の対策について進めていく必要があります。

つきましては、貴団体の会員事業場等に対し、改正省令とともに別紙の新たな要綱についても周知していただき、足場からの墜落・転落災害防止対策の徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

併せて、平成27年度全国安全週間実施要綱においては、全国安全週間及び準備期間中に実施する特別重点事項として、足場等に係る安衛則への対応状況の確認を掲げられていますので、別添の自主点検表を御活用いただき、全国安全週間の趣旨に沿った取組を展開いただきますようお願い申し上げます。

